○農林水産省告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県土佐市家俊字音丸二二八三の二、二二八三のイ、二二八四、二二八五、二二八七の二、二二八七のイ、二二八八、二二八九の一、二二八九の二、二二九〇、字原二二九一のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字音丸二二八三のイ・二二八七の二・二二九〇・字原二二九一のイ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県幡多郡三原村下切字長田平山八六九の七（次の図に示す部分に限る。）、八六九の一九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十七号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～百八十六　（略） 百八十七　種子島森林組合　鹿児島県西之表市西之表八千九百十三番地三　平成十七年七月	一～百八十六　（略） 百八十七　種子島森林組合　鹿児島県西之表市西之表六千八百六十一番地四　平成十七年七月
百八十八～二百二十七　（略） 二百二十八　蒲郡漁業協同組合　愛知県蒲郡市形原町港町百五十六番地　平成十八年四月	百八十八～二百二十七　（略） 二百二十八　蒲郡漁業協同組合　愛知県蒲郡市西浦町前浜六番地　平成十八年四月
二百二十九～三百五十九　（略） 三百六十　都賀町土地改良区　栃木県栃木市都賀町原宿五百三十七番地一　平成二十一年一月	二百二十九～三百五十九　（略） 三百六十　都賀町土地改良区　栃木県下都賀郡都賀町大字家中五千九百七十六番地一　平成二十一年一月
三百六十一～四百七十九　（略） 四百八十　由利本荘市土地改良区　秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下二―五百三十五　平成二十七年四月	三百六十一～四百七十九　（略） 四百八十　由利本荘市土地改良区　秋田県由利本荘市上大野十六番地　平成二十七年四月
四百八十一～五百　（略） 五百一　一般社団法人群馬県農業会議　群馬県前橋市亀里町千三百十番地　平成二十八年四月	四百八十一～五百　（略） 五百一　一般社団法人群馬県農業会議　群馬県前橋市大渡町一丁目十番七号　平成二十八年四月
五百二～五百二十七　（略） 五百二十八　一般社団法人岡山県農業会議　岡山県岡山市中区平井七丁目九番二十三号　平成二十八年四月	五百二～五百二十七　（略） 五百二十八　一般社団法人岡山県農業会議　岡山県岡山市北区磨屋町九番十八号　平成二十八年四月
五百二十九～六百八十九　（略） 六百八十九の二　株式会社ＪＡふるさと福祉会　秋田県横手市平鹿町醍醐字道中後二十八番地一　令和六年四月	五百二十九～六百八十九　（略） （新設）
六百九十～七百七　（略） 七百八　宇城市土地改良区　熊本県宇城市不知火町高良二千二百七十三番地一　令和七年八月	六百九十～七百七　（略） （新設）

○国土交通省告示第二百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
横手市山内土渕字石名坂四六番から同市山内土渕字皿木上段六六番まで	前	最大　三九 最小　三九	一一四
	後	最大　六四 最小　三九	